

災害等の情報（詳報）

| | | | | | | |
|---|---|------|---|---|---|---|
| 鉱種：石灰石 | 鉱山の所在地：大分県 | | | | | |
| 災害の種類：（坑外）墜落 | 発生日時： 平成 26 年 3 月 4 日（水） 13 時 30 分頃 | 罹災者数 | 死 | 重 | 軽 | 計 |
| | | | | 1 | | 1 |
| 罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数）： 50歳、電気担当、請負、勤続年数31年6ヶ月、 うち担当職経験年数31年6ヶ月 | | | | | | |
| 罹災者：多発肋骨骨折、外傷性血気胸、左肘関節開放骨折、部分不安定型骨盤骨折 重傷（3ヶ月程度を要する見込み） | | | | | | |
| <p>【概要】</p> <p>災害発生当日の午前中に罹災者は、専用道路電柱の外灯（蛍光灯、点灯管）等の交換作業を共同作業者ととも指示（配番）され、13時30分頃に専用道路電柱外灯の交換作業に向かった。</p> <p>作業現場に到着後、罹災者が電柱に登ることとなり、罹災者は電柱にはしごを立て掛け、電柱専用の柱上安全帯を着用し電柱の足場を使って、外灯の直下まで登った。そこで、罹災者は、柱上安全帯の綱を電柱に回して着用してから、蛍光灯のカバーを両手で取り外し、持っていた荷下ろし用のロープで括り付け、下に降ろそうとした。その間、共同作業者が他の作業を行っていたところ、「あーっ」と叫ぶような声を聞き、電柱の方を見ると、罹災者が電柱から6.6メートル下の地面（道路）に墜落していた。共同作業者が罹災者のところに掛け寄ると、身体の左側を下に向け横になっており、出血はなく、声を掛けると意識があることを確認できた。また、その時、罹災者が着用していた安全帯のフックはD環（フックを掛けるためのD型の専用金具）に掛かっていなかった。</p> <p>共同作業者は、直ちに119番通報するとともに、上司である電気作業責任者のAに災害発生を伝えた。数分後に到着した救急隊員の判断により、罹災者は病院へ搬送された。罹災者は、病院搬送後、緊急手術を受け、その後も数回の手術を受け、入院。</p> | | | | | | |
| <p>【原因】</p> <p>共同作業者によれば、電柱上での作業時に罹災者の安全帯の綱先端のフックがしっかりとD環（フックを掛けるためのD型の金具）にはまっていたかまでは見ていないが、罹災者が安全帯を着用し綱先端のフックをはめようとしているところ、電柱上で作業をしているところ及び墜落時に罹災者の安全帯の綱先端のフックがD環に掛かっていなかったことを見ている。</p> <p>また、罹災者が使用していた安全帯は規格品であり、メーカーによる確認においても不備は認められず、性能上の問題は認められないことから、安全帯の綱先端のフックがD環</p> | | | | | | |

にしっかりとハマっていれば、本人が意識的にストッパー（ダブルストッパー）を解除しない限り外れることはない。

これらのことから、罹災者は、フックがD環にしっかりとハマっていない不安全な状態（フックがD環ではなく、D環の近くの安全帯のベルト部の先端の金属製の留め具に引っかかった状態になっていた可能性が高い。）に気づかないまま作業しているうちに、一時的に引っかかっていたフックが外れ、墜落したのではないかと考えられる。

【対策】

類似災害の防止のための現況調査を実施し、リスクの洗い出しにより災害の原因を調査するとともに、以下のとおり再発防止対策を検討、策定した。

- ① 照明の設置、取替等の柱上作業については、今後基本的に外部業者に委託することとし、外部業者への委託が困難な場合は、高所作業車を使用して作業を行う。
- ② 高所作業車を使用するに当たり、新たに作業手順書を作成する。
- ③ 高所作業車を使用できない場合は、新たに作成する「柱上作業手順書」により作業を行う。なお、同作業手順書に補助フックをする等の対策を盛り込み、より一層の安全を確保する。
- ④ 上記の内容について、保安教育を実施し、鉱山労働者への周知徹底を図るとともに、作業時には作業責任者が必要な保安指示を行う。また、定期的に作業手順書の再教育を実施する。
- ⑤ 高所作業車を使用する者には、労働安全衛生法に基づいた運転技能講習を受講させる。
- ⑥ 安全帯の点検を確実にを行い、チェックリストを作成し点検結果を記録することで、安全帯の不具合による災害を防止する。

【参考情報等】

○高所作業については、安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知する必要があります。また、安全帯を使用する場合は、目視、指差呼称により確実に装着していることを確認してから作業を行いましょう。

○鉱山保安法令及び労働安全衛生法令における参考規定は、以下のとおりです。

< 鉱山保安法令 >

- ・ 機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第12条）
- ・ 「作業方法」又は「作業手順」を定めることを要す主な作業として「高所作業」（鉱業権者が講ずべき措置事例第10章3(30)）

< 労働安全衛生法令 >

- ・ 安全帯の使用（労働安全衛規則第518条第2項）
- ・ 安全帯の規格（労働安全衛生法第42条に基づく規格）

【お問い合わせ先】

九州産業保安監督部 鉾山保安課 浦田、小串

電話番号 092-482-5541

災害状況図



